

三井住友プリペイド利用規約

第1条（目的及び対象）

1. 本規約は、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）が発行する電子マネー型プリペイドカード（以下「本プリペイド」という）の利用について定めるものです。本プリペイドには、物理的なカードを発行するカード発行型タイプ（以下、カードに非接触型 I C チップを搭載しないものを「カード発行型」といい、搭載したものを「I C 搭載カード発行型」という）、携帯機器に搭載された非接触型 I C チップに会員番号等を記録するタイプ（以下「携帯機器型」という）、及びカード等の媒体のないタイプ（以下「カードレス型」という）があり、複数のタイプを組み合わせることもあります。
2. 第2条第2項に基づく本規約等への同意は、本プリペイドと関連付けるログイン用 ID（第3条第2項及び第3項に定める専用 Web サイトへのログイン用 ID をいう）と関連付けられる全ての本プリペイド（当該同意時点で関連づけられている本プリペイド及びその後に関連付けられる本プリペイドを含む）についての同意となります。

第2条（会員）

1. 本プリペイドを正当に所持または利用する者を、本プリペイドの会員（以下「会員」という）とします。
2. 会員は、本プリペイドを利用するためには、本規約、個人情報の取扱いに関する同意条項（プリペイド専用）及び三井住友プリペイド Web サービス利用特約（以下「本規約等」という）の最新版を確認のうえ、それらに同意する必要があります。
3. カード発行型、I C 搭載カード発行型の場合、会員は、本規約等に同意のうえ、カード原板裏面のご署名欄に自署するものとします。なお、会員は、カード原板裏面に署名をした場合、本規約等の内容を承認したものとみなされることを承諾するものとします。

第3条（本プリペイド）

1. 本プリペイドは、本プリペイドで利用可能な額（以下「利用可能残高」という）の全部または一部を、第6条に定める加盟店においてのみ利用することができます。
2. 本プリペイドの利用可能残高は、当社の運用サーバー内にて加算・減算の管理が行われます。会員は、三井住友プリペイド Web サービス利用特約に従って専用 Web サイト（以下「専用 Web サイト」という）を開設のうえ、第11条に定める方法で利用可能残高を確認できます。当社所定の方法により本人確認手続きが完了している会員は、本プリペイドの購入後に追加で利用可能な金額を加算（以下「チャージ」という）することができます。

3. 会員が複数の専用 Web サイトを開設している場合、ある専用 Web サイトへのログイン用 ID を他の専用 Web サイトのログイン用 ID として使用することはできず、本プリペイドは、いずれか一つのログイン用 ID とのみ関連付けることができます。本プリペイドと関連付けられたログイン用 ID が変更された場合であっても、変更前のログイン用 ID のときの本プリペイドの利用履歴を含め、変更後のログイン用 ID の専用 Web サイトにおいて第 11 条第 3 項及び第 4 項に定める範囲で確認することができます。
4. 本プリペイドにおける利用可能残高の上限額、1 回あたりのチャージ上限額、1 回あたりの利用上限額は、当社 Web サイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。

第 4 条（本プリペイドの有効期限）

1. 本プリペイドが利用できる有効期限（以下、単に「有効期限」という）は、専用 Web サイトでの表示等当社所定の方法で表示される月の末日までとします。なお、有効期限までの一般的な期間は、当社 Web サイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。
2. 本プリペイドは有効期限が過ぎた時点で失効するものとします。なお、本プリペイドの利用可能残高が有効期限の前に 0 円となった場合、有効期限にかかわらず、その時点で本プリペイドは失効するものとします。
3. 当社は、有効期限満了により本プリペイドが失効した場合、本プリペイドの利用可能残高（本プリペイドの失効以降にキャッシュバックや取引の取消、若しくはその他の理由で加算される利用可能残高を含む）の払い戻しは行わないものとします。なお、本プリペイドの失効について会員に生じた不利益及び損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 第 2 項の定めにかかわらず、当社所定の方法により本人確認手続きが完了している会員の本プリペイドにおいて、カードレス型は有効期限の 6 か月前から、カード発行型、IC 搭載カード発行型及び携帯機器型は有効期限の 1 年前から、有効期限到来月の前月 25 日までの期間に本プリペイドでのショッピングまたは本プリペイドへのチャージがあった場合には、有効期限は自動的に更新されます。

第 5 条（暗証番号の登録）

当社は、会員から申出のあった本プリペイドの暗証番号を所定の方法により登録します。ただし、会員から申出がない場合または会員が当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録することがあります。なお、本プリペイドのタイプによって、暗証番号の登録ができないことがあります。

第6条（利用加盟店）

1. 会員は、カード発行型、I C搭載カード発行型、及び携帯機器型の場合は当社及び当社が加盟または提携する組織（以下「ブランド」という）のうち、本プリペイドに搭載された決済機能を提供するブランドと提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店（以下「加盟店」という）において、カードレス型の場合は同加盟店のうち、カード提示に代えて本プリペイドの会員番号・有効期限・セキュリティコード等で取引可能な電子商取引加盟店において、本プリペイドを利用することができます。但し、会員は、本プリペイドの利用に際し、会員番号及びカード原板その他個人情報の窃取・悪用等の危険について十分注意するものとします。
2. 前項にかかわらず、会費や接続料等の反復継続的に料金が発生する加盟店、高速道路や一部のホテル等、一部利用できない加盟店が存在することを、会員は予め承諾するものとします。

第7条（本プリペイドの利用）

1. 会員は、加盟店で商品等の購入または提供を受ける際に、本プリペイドの利用可能残高の範囲内で代金の支払いに利用することができます。
2. カード発行型、I C搭載カード発行型及び携帯機器型の場合、会員は、加盟店において商品の購入その他取引を行うに際し、本プリペイドを提示して、所定の伝票等に本プリペイドの裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名をすること、または加盟店に設置された端末に暗証番号を入力すること等当社所定の方法により、本プリペイドを利用することができます。ただし、当社が適当と認めた加盟店において利用する場合は、伝票等への署名、暗証番号の入力等を省略することができます。
3. カードレス型の場合、会員は、加盟店のWebサイト等において会員番号、有効期限、セキュリティコード等を入力することにより、本プリペイドを利用することができます。
4. 本プリペイドの利用に際しては、原則として、当社の承認を必要とし、この場合、会員は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接若しくは提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店若しくは会員自身に対し、本プリペイドの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。
5. 会員が本プリペイドを使用する場合には、当社所定の方法により、本プリペイドの利用可能残高から商品等の代金に相当する金額を差し引きます。
6. 会員は、システムの不具合等により本プリペイドを利用できない場合があり得ることを予め承諾するものとします。
7. 会員が未成年の場合、本プリペイド利用時に親権者の同意を得るものとします。
8. 会員は、本プリペイドの利用に際し、年齢制限のある加盟店にて、会員の年齢が基

準に満たない場合は、本プリペイドを利用してはならないものとします。

第8条（超過額の立替払い）

1. 前条第5項の商品等の代金に相当する金額と後日加盟店から当社に通知される商品等の代金に相当する金額に差異がある場合、当社は、後日通知される商品等の代金に相当する金額を正しいものとして取り扱うこととし、利用可能残高を加算または減算できるものとします。
2. 本プリペイドは、前条の事態の発生、システムの通信状況その他の事由により、利用可能残高を超過して利用できる場合があります。会員は、利用可能残高を超えない利用可能額を前払式支払手段によるご利用額として扱い、利用可能残高を超える額（以下「超過額」という）は当社が立替払いを行ったうえで、会員に請求することを予め承諾するものとします。
3. 会員は、当社が請求した超過額を、当社指定の方法で当社に支払うことを予め承諾するものとします。
4. 前項にかかわらず、会員が、超過額が生じた本プリペイドと関連付けられているログイン用IDに、他の本プリペイドを関連付けて保有しており、当該他の本プリペイドに利用可能残高が存在する場合、当社は第2項による超過額を当該他の本プリペイドの利用可能残高から差し引くことができるものとします。なお、他の本プリペイドが複数枚存在する場合は、当社が任意の一枚を指定することができるものとします。

第9条（加盟店との紛議及び返金の取り扱い）

1. 会員は、本プリペイドにより加盟店から購入または提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他会員と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、会員と加盟店との間で解決するものとします。
2. 当社は会員と加盟店との間に生じた問題について、責めを負わないものとします。
3. 本プリペイドの利用後、会員と加盟店との間における本プリペイドの利用の原因となる商品等の購入または提供に係る取引の無効が判明し、または、当該取引の取消または解除が行われ、本プリペイドの利用可能残高に対する返金処理等が行われた場合、返金処理等の対象となった金額（以下「返金対象額」という）は、当該取引が行われた日から最大で60日が経過する日までに、当社所定の方法で、本プリペイドの利用可能残高に加算されます。なお、返金処理がされた利用可能残高の当社から会員に対する返金は行われたいものとします。
4. 返金対象額を利用可能残高へ加算した後の金額が、利用可能残高の上限額を超える場合、当該超える部分（以下「溢れ額」という）の利用可能残高への加算は、本プリペイドの利用等により、当社が利用可能残高を減算した後、利用可能残高の上限

額の範囲内で、当社所定の方法により行います。会員は、溢れ額が直ちに利用可能残高に加算されないことについて、了承するものとします。溢れ額が生じた場合、当社は、その時点で本プリペイドの会員番号に関連して当社に登録されている電子メールアドレスに対し、若しくはアプリケーション上に表示する方法によって、溢れ額の発生及び当該額を通知します。

5. 会員が電子メールアドレスを登録していない場合、登録された電子メールアドレスを最新のものと変更していない場合、または会員のメールシステムが作動しない等の事由により、前項に定める通知が正しく到着しなかった場合であっても、当社は責を負わないものとします。

第10条（海外利用代金の決済レート等）

1. 決済が外貨による場合における本プリペイドの利用代金（本プリペイド利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額を本プリペイドに搭載されたブランドの決済センターにおいて集中決済された時点での、当該ブランドの指定するレートに当社所定の海外取引関係事務処理費を加えたレートで円貨に換算します。
2. 日本国外の加盟店で本プリペイドを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外の加盟店での本プリペイドの利用の制限若しくは停止に応じていただくことがあります。

第11条（残高・利用履歴の表示）

1. 本プリペイドの利用可能残高は、専用 Web サイト等当社所定の方法で確認できるものとします。
2. 決済が外貨による場合は、商品等の代金に相当する金額に第10条に定めるレートが加算された合計金額で表示されます。
3. 本プリペイドの利用履歴は専用 Web サイト等当社所定の方法で一定の範囲において確認することができます。なお、会員は、当社が会員に対する利用履歴開示のために、会員の本プリペイドの利用状況を加盟店に開示することがあることを予め了承するものとします。
4. 本プリペイドの有効期限を経過した場合、本プリペイドの利用可能残高ならびに利用履歴は確認できないものとします。
5. 当社は、本プリペイドの利用及び本プリペイドへの返金処理等による利用可能残高の減算・加算については、加盟店が当社に提供する情報に基づき行い、当社が加盟店からの情報の正確性を完全に保証するものではなく、当社は一切の責任を負わないことを、会員は予め承諾するものとします。加盟店から当社に対する返金処理の

情報提供の遅れにより、本プリペイドへの返金処理による利用可能残高の加算が遅れることがあることを、会員は予め承諾するものとします。

第 1 2 条（残高の合算）

1. 会員は、当社所定の方法により、新しく購入する本プリペイドの利用可能残高に、当該本プリペイドと同一のログイン用 ID に関連付けて既に保有している本プリペイド（以下「既存プリペイド」という）の利用可能残高を合算することができます。
2. 会員は、既存プリペイドを複数枚保有している場合、当社所定の方法により、既存プリペイドの中から会員が任意に指定する既存プリペイドに、それぞれの利用可能残高を合算することができます。
3. 前 2 項の手続きにより合算された利用可能残高の有効期限は、合算先の本プリペイドの有効期限が適用されます。

第 1 3 条（本プリペイドへのチャージ）

1. 会員は、専用 Web サイトから所定の本人確認手続きを経ることで、当社所定の方法により、本プリペイドに繰り返しチャージをすることができます。
2. 会員は、チャージに際し、当社所定の手数料を支払います。

第 1 4 条（付帯サービス）

1. 会員は、当社または当社の提携会社が提供する付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については別途当社 Web サイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。
2. 会員は、付帯サービス等の利用等に関する規約がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 会員は、当社または当社の提携会社が必要と認めた場合には、当社または当社の提携会社が付帯サービス及びその内容を変更することを予め承諾するものとします。
4. 会員は、第 1 8 条に定める本プリペイドの利用が停止された場合、または三井住友プリペイド Web サービス利用特約第 8 条に定める退会をした場合、付帯サービス（退会前また利用停止前に取得済みの特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

第 1 5 条（本プリペイド番号等の管理）

1. 会員は、本プリペイドの会員番号、暗証番号、有効期限及びセキュリティーコード等、ログイン用 ID 及びパスワード、IC チップおよびアプリケーション等、ならびにカード原板（以下「本プリペイド番号等」という）を善良なる管理者の注意義務

をもって管理・使用するものとし、本プリペイド番号等が使用されたことについて一切の責任を負うものとします。

2. 会員は、本プリペイド番号等を会員以外の第三者に使用させた場合、会員の義務として本規約等に定められている義務について当該第三者をして遵守させるものとし、当該第三者による本プリペイド番号等の使用及び本規約等の義務違反等に関する一切の責任を負うものとします。
3. カード発行型及びIC搭載カード発行型の場合、カード原板の所有権は当社に帰属するものとします。
4. 以下のいずれかに該当する本プリペイドは第三者に譲渡できません。
 - (1) カードの自署欄に署名がされている本プリペイド
 - (2) 専用 Web サイトにおいて登録された本プリペイド
5. 当社は、カード原板の磁気不良及び毀損等の場合には、会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、物理的なカードを再発行します。

第16条（紛失・盗難等）

1. 本プリペイドまたは本プリペイド番号等が紛失・盗難・詐取・横領等その他の事由（以下まとめて「紛失・盗難等」という）により第三者に不正利用された場合であっても、会員は、その利用により発生するすべての債務について支払の責を負うものとします。
2. 会員は、本プリペイドまたは本プリペイド番号等が紛失・盗難等にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。ただし、本プリペイド番号等の紛失・盗難等については、当社への通知で足りるものとします。
3. 偽造カードの使用に係る債務については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その本プリペイドの偽造カードの使用に係る債務について会員が支払いの責を負うものとします。
5. 当社は、本プリペイドが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正利用の可能性があるかと判断した場合、当社の任意の判断で本プリペイドを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。なお、当社はかかる無効登録を行う責任を会員に負担するものではありません。

第17条（不正利用等）

1. 前条第1項の規定にかかわらず、会員は、紛失・盗難等により他人に本プリペイドまたは本プリペイド番号等を不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察

および当社への通知及び届出がなされたとき（警察署への届出義務を負担しない場合には当社への通知が行われたとき）は、当社に対し、当該不正利用にかかる損害の額に相当する金額のてん補を請求することができます。

2. 前項に基づくてん補の請求があった場合において、当社が、会員の請求が真正かつ正確なものであることを確認のうえ、本条各項の内容を踏まえて当社が適当と判断したときは、本プリペイドの入金上限金額を限度として会員にてん補するものとします。
3. 前項にかかわらず、次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
 - (1) 会員の故意または重大な過失に起因する損害
 - (2) 会員の家族・同居人・当社から送付した本プリペイドの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - (3) 当社所定の方法による本人確認手続きが完了していない場合
 - (4) 会員が本条第4項の義務を怠った場合
 - (5) 紛失・盗難等または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6) 本プリペイドに係る取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）
 - (7) 前条第2項の紛失・盗難等の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
 - (8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
 - (9) その他本規約に違反する使用に起因する損害
4. 会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
5. 会員は、本条第1項の紛失・盗難等に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。
6. 会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続き（対抗要件の具備を含みます）も履行するものとします。また、会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。
7. 会員は、前条第2項に従って当社に対して通知または届け出た事項、および第4

項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。

第18条（利用の停止及びカード原板の破棄）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合（当社がこれらに準じると判断した場合を含む）、当該会員に提供する本プリペイドに関するサービスの全てを当該会員に対して通知することなく、一方的に停止することまたは第13条の本プリペイドへのチャージを認めないことができるものとします。

（1）会員が本規約等に定める規定に違反した場合

（2）当社が会員として不適当と判断した場合

（3）会員が死亡した場合または当社が死亡の連絡を受けた場合

なお、（1）（2）に該当したときは、会員の本プリペイドの利用可能残高の払い戻しは行わないものとします。

2. 会員が届出た住所に、当社がカード原板を発送したにもかかわらず、カードが不着となり一定期間経過した場合、当社はカードを破棄することができるものとし、且つカード原板の再発行・交換・返金はしないものとします。なお、カード破棄後であっても、専用 Web サイトにて本プリペイド番号等を確認できる場合は、カードレス型が利用可能な加盟店でのご利用が可能です。

第19条（本サービスの中断・停止等）

次のいずれかに該当する場合、当社は予告をしてまたはやむをえない場合は予告なしに本プリペイドのサービスの全てあるいは一部の提供を中断・停止することができるものとします。

（1）システムメンテナンス及び機能向上のための改修が必要と当社が判断した場合

（2）コンピューターウイルス、不正アクセスまたはネットワークの障害等により、本プリペイドプログラムの提供が困難となった場合

（3）火災・停電等により、本サービスの提供が困難となった場合

（4）地震・洪水・戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合

（5）その他、やむを得ない事情により本プリペイドプログラムの提供が困難であると当社が判断した場合

第20条（換金の原則禁止）

本プリペイドの利用可能残高及び第9条第4項に定める溢れ額の換金はありません。ただし、当社が社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合により本プリペイドの取扱いを全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的に本プリペイドを保有する方は、

当社に対して本プリペイドの利用可能残高及び溢れ額の返金を求めることができるものと
し、当社は所定の方法により利用可能残高及び溢れ額を確認したうえで、当該利用可能残
高及び溢れ額を返金するものとします。

第21条（禁止事項）

会員は、理由の如何にかかわらず、以下の行為を行ってはならないものとします。

- （１）当社指定の方法以外の方法により本プリペイド・本プリペイド番号等を利用する行為
- （２）法令または公序良俗に違反する行為
- （３）営利目的で利用する行為
- （４）本プリペイドの購入、本プリペイド・本プリペイド番号等の取得・利用にあたり、当社に対して虚偽の情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）の登録や同一人物による複数の利用者登録をする行為
- （５）当社または他の会員、ならびにその他の者の利益を害する行為
- （６）本プリペイドに搭載された IC チップおよびアプリケーション等につき、変造、偽造、複製、分解、解析等をする行為
- （７）本プリペイドに係るシステムを損壊、解析または複製する行為
- （８）営利・非営利を問わず、当社 Web サイト及び専用 Web サイト（以下「本サイト」という）の全部または一部の複製、頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映
- （９）本サイトの変更、修正、編集、切除その他の改変
- （１０）会員自身や他人のホームページにおける本サイトの全部または一部の掲載、配布その他の使用
- （１１）当社または第三者の特許権、商標権、著作権、その他の財産的または人格的な権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- （１２）他人の暗証番号、ID、パスワード等を不正に使用する行為、及び自己の暗証番号、ID、パスワード等を他人に使用させる行為
- （１３）当社及び本サイトに係る権利者の名誉、人格または信用等を毀損する行為若しくは不利益を与える行為
- （１４）本サービスの運営を妨げる行為または誹謗する行為、信用等を毀損する行為
- （１５）犯罪行為、または犯罪行為を誘発するあるいは犯罪行為に結びつく恐れのある行為
- （１６）他の利用者、その他第三者に損害を与える行為、誹謗・中傷する行為
- （１７）当社に損害を与えるあるいは与える恐れのある行為
- （１８）その他当社が不適当と認める行為

第22条（損害賠償）

1. 会員が、本規約等に違反し当社に損害を与えた場合、会員は当社の損害を賠償するものとします。
2. 会員は、本プリペイド・本プリペイド番号等の利用に際し、本規約等違反、権利侵害、他の利用者若しくは第三者に被害や損害を与えた場合、自己の責任と費用で損害を賠償し、紛争を解決するものとし、当社にいかなる迷惑、損害を与えないものとします。

第23条（通知）

1. 本プリペイド・本プリペイド番号等の取得・利用及び本規約等に基づく会員宛の諸通知は、当社所定の方法によってログイン用 ID に関連付けて当社に登録されている電子メールアドレス宛に送信すること、若しくはアプリケーション上に表示する方法によって行い、当該送信時に通知の効果が生じるものとします。
2. 会員が電子メールアドレスを登録しない場合、登録された電子メールアドレスを最新のものと変更しない場合、または会員のメールシステムが作動しない等の事由により、通知が到着しなかったとしても、当社が前項に基づき送信した電子メールが通常到着する、若しくはアプリケーション上に表示した時点で通知は有効になされたものとします。
3. 当社に対する通知は、別途指定される場合を除き、当社所定のメールアドレス宛に送信することによって行われるものとし、到着時に通知の効果が生じるものとします。

第24条（届出事項の変更）

1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。
2. 前項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
3. 第1項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときを除きます。

第25条（規約の告知・変更）

1. 当社は会員の承諾を得ることなく、専用 Web サイトにおいて変更後の規約または変

更内容を当社所定の期間掲示すること、または当社が適当と判断する方法で変更後の規約または変更内容を会員に通知することにより本規約を変更できるものとし、また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

2. 会員は、本規約の変更後相当期間の経過、または本プリペイドを利用した時点で、変更内容を承諾したものとします。

第26条（業務委託）

会員は、当社が必要と認めた場合、本プリペイドプログラム運営の全部または一部を当社の提携会社に委託することを、予め承諾するものとします。

第27条（合意裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地及び当社の本社・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第28条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行及び解釈に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第29条（相談窓口）

本プリペイドの発行及び利用に関する相談は、下記にご連絡ください。

＜発行元＞

三井住友カード株式会社

〒541-8537 大阪府大阪市中央区今橋 4-5-15

三井住友プリペイドデスク 06-7636-2567

<http://vpass.jp/b-prepaid/>

（2025年4月改定）

三井住友プリペイド Web サービス利用特約
(THE RAMPAGE キーホルダー型 Visa プリペイド専用)

第1条 (目的)

1. 本利用特約（以下「本特約」という）は、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）が、三井住友プリペイド利用規約（以下、まとめて「プリペイド規約」という）に基づき発行する電子マネー型プリペイドカード（以下「本プリペイド」という）の専用 Web サイト（以下「専用 Web サイト」という）において提供するサービス（以下「本サービス」という）の利用について定めるものです。
2. 本特約で用いる用語は、別途定義しない限り、プリペイド規約で定義した用語と同じ意味を有するものとします。

第2条 (申込)

購入者または会員（以下、総称して本特約において単に「会員等」という）は、当社所定の方法により専用 Web サイト開設の手続きを申し込むことで、当社が専用 Web サイトにおいて提供するサービスを利用することができます。

第3条 (提供するサービス)

1. 会員等は専用 Web サイトにおいて設定されたログイン用 ID 及びパスワードでログインすることにより、利用可能残高、利用履歴の確認等、各種変更手続き等、当社所定のサービスを利用することができます。
2. 当社は本サービスの内容を予告なく変更できるものとします。その結果、会員等に不利益が生じた場合でも、当社は補償その他の義務を負わないものとします。

第4条 (ID・パスワード等の管理)

1. 会員等は、会員等に対して当社より発行されまたは認証された ID、パスワード、その他その性質上本サービスの利用にあたって当社より秘密性を有する情報として提供されたものとして認められるもの全て（以下「ID 等」という）に関して、会員以外の第三者に対して譲渡、売買、担保提供、名義変更、あるいは利用させてはならないものとします。
2. 会員等は、善良なる管理者の注意を以て、ID 等を他人に知られないよう十分に注意を払う他、ID 等の使用及び管理に関して一切の責任を持ち、ID 等の利用に関してなされた会員の全ての行為に関して一切の責任を負うものとします。
3. 会員等は、電子メールアドレス等、当社に対して申請した登録内容に変更があった場合、または自己の ID 等が第三者に無断使用されていること、またはそのおそれが

あることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。

4. 会員等は、ID 及びパスワードを専用 Web サイト上の画面より、当社の定める方法で変更できるものとします。

第5条（利用準備）

インターネットを利用するにあたり、会員等は、自己の責任と費用において必要なコンピュータ端末、通信機器、通信回線、その他の設備を保持し管理するものとします。

第6条（本特約の告知・変更）

1. 当社は会員等の承諾を得ることなく、専用 Web サイトにおいて変更後の特約または変更内容を当社所定の期間掲示すること、または当社が適当と判断する方法で会員等に通知することにより、本特約を変更できるものとします。
2. 会員等は、本特約の変更後相当期間の経過、または本サービスを利用した時点で、変更内容を承諾したものとします。

第7条（免責）

1. 本サービスにおけるシステムの運用等には万全を期していますが、万一本サービスが一時的に中断・中止された場合または情報内容に誤りがあった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 会員等のプロバイダーもしくはメールサーバーの障害またはメールボックスの容量不足等により、本サービスにおける当社からの情報の遅延・不達が発生した場合、それらによって生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. システムメンテナンス等及びその他不可抗力により本サービスが利用できない場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条（退会）

1. 会員等は、当社所定の手続きを行うことにより、本サービスを退会することができます。
2. 退会手続きを以て、本サービスの全ての機能はご利用いただけなくなります。
3. 当社は、本サービスの退会時の理由の如何にかかわらず、会員等の本プリペイドの利用可能残高の払い戻しは行わないものとします。

（2025年6月制定）

個人情報の取扱いに関する同意条項
(THE RAMPAGE キーホルダー型 Visa プリペイド専用)

＜本同意条項は三井住友プリペイド利用規約（以下「本規約」という）の一部を構成します。本同意条項への同意は、本プリペイドと関連付けるログイン用 ID（本規約第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める専用 Web サイトへのログイン用 ID をいう）と関連付けられる全ての本プリペイド（当該同意時点で関連付けられている本プリペイド及びその後に関連付けられる本プリペイドを含む）についての同意となります。＞

第 1 条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. 三井住友プリペイド利用規約及び三井住友プリペイド Web サービス利用特約（以下、総称して本同意条項において単に「本規約等」という）に従って専用 Web サイトを開設した会員及び会員予定者（以下、総称して本同意条項において単に「会員」という）は、本規約等を含む当社との取引の判断及び管理並びに付帯サービスの提供のため、下記①から⑧の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、管理には、本プリペイドの利用確認、会員への本プリペイドご利用代金等のご案内（残高超過利用時の請求を含みます）をすること、及び、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。
 - ①申込み時若しくは入会後に会員が申込書等に記入し若しくは会員が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、取引を行う目的、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）及びお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報
 - ②会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、ID その他の識別情報等のご利用状況及び契約内容に関する情報
 - ③会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく情報
 - ④来店、お電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含

む)

- ⑤当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
- ⑥官報や電話帳等の公開情報
- ⑦会員のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IP アドレス等）等
- ⑧本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）

2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑦⑧の個人情報を利用することを同意します。

- ①当社のプリペイドカード事業及びクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業、その他当社が取扱う商品、サービスを含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- ②当社のプリペイドカード事業及びクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
- ③当社のプリペイドカード事業及びクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
- ④当社が認めるプリペイドカード及びクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

3. 会員は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員の個人情報を提供することに同意します。

第2条（個人情報の預託）

会員は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条（利用の中止の申出）

会員は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、いつでも当社に対しその中止を申出ることができます。但し、本プリペイド又はプリペイド利用通知メールに含まれるご案内等の送付を除きます。お申出は、第8条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社がサービス提供をお断りすることはありません。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
当社に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、会員は、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。

第5条（チャージ機能を認めない場合）

チャージ機能の利用を認めない場合であっても、会員が当該機能の申込をした事実は、第1条第1項に定める目的に基づき、チャージ機能を認めない理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第6条（利用停止後の場合）

本規約第17条に定める利用停止後も、第1条第1項に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第7条（規約等に不同意の場合）

当社は、会員が必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、本規約第17条に定める手続きや専用 Web サイトの閉鎖等の手続きをとることがあります。

第8条（個人情報に関するお問い合わせ）

1. 第3条に定める中止のお申出は、三井住友プリペイド専用 Web サイトにてご登録いただけます。
<URL><http://vpass.jp/b-prepaid/>
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客さま相談室までお願いします。

<お客さま相談室（責任者：お客さま相談室長）>

〒135-0061 東京都江東区豊洲 2-2-31 SMBC 豊洲ビル 電話番号 03-6636-8266

なお、開示請求等手続きの責任者は、お客さま相談室長になります。

第9条（同意条項の位置付け及び変更）

1. 本同意条項は三井住友プリペイド利用規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は当社所定の手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

個人情報の共同利用について

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①に規定する暴力団員等若しくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本プリペイド取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格が取り消された場合には、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします。

①貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

②自ら又は第三者を利用して、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為 (5)その他前記(1)から(4)に準ずる行為

(2023年3月改定)

THE RAMPAGE キーホルダー型 Visa プリペイド特約

第1条（目的）

本特約は、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）が前払式支払手段発行者として発行する<THE RAMPAGE キーホルダー型 Visa プリペイド>（以下「本プリペイド」という）について定めるものです。

第2条（申込条件と会員の責務）

1. 当社所定の方法で本プリペイドの発行の申込をする者を、本プリペイドの申込者（以下「申込者」という）とします。
2. 申込者は、満15歳以上の方である必要があります。
3. 本プリペイドの申込に際し、当社所定の方法による本人確認手続きが必要となります。
4. 当社は、申込者が前項の手続きが未了の場合等当社が不相当と判断した場合に、本プリペイドの発行の申込を承諾しない場合があります。
5. 申込者は、本特約並びに三井住友プリペイド利用規約、個人情報の取扱いに関する同意条項（プリペイド専用）、三井住友プリペイドWeb サービス特約（以下、総称して「規約等」という）の最新版を確認し、それらに同意したうえで申し込むものとします。
6. 当社が申込を承諾し、本プリペイドを正当に所持または利用する者（以下「会員」という）は、規約等の最新版を確認のうえ、それらに同意、遵守する必要があります。
7. 未成年の方は、申込時に親権者の方の同意を得ている必要があります。

第3条（申込方法）

本プリペイドは、Visa Worldwide Pte. Ltd.（以下、「ビザ・ワールドワイド」という）が主催する「Visa×THE RAMPAGE ランペと Visa でタッチ！ができるキーホルダープレゼント」キャンペーン（以下、「本キャンペーン」という）に応募のうえ、ビザ・ワールドワイドが抽選のうえ、当選した方のみ申し込むことができます。

第4条（カード利用設定サービス）

1. 会員は自らが利用する本プリペイドについて本条に定めるサービスを利用できるものとし、その利用により生じる全ての責任を負うものとします。
2. 会員は、当社所定の方法により、本プリペイドの利用を、国内の加盟店での利用、対面取引での利用等、当社所定の項目毎に設定することができます。

3. 本条第2項のサービスについては、会員が利用した加盟店が利用しているネットワークの設定等によって結果が左右されるため、会員が設定した条件・内容に従ってサービスが提供されることを保証するものではありません。

第5条（加盟店との紛議及び返金の取り扱い）

本プリペイドの利用後、会員と加盟店との間における本プリペイドの利用の原因となる商品等の購入または提供に係る取引の無効が判明し、または、当該取引の取り消しまたは解除が行われ、本プリペイドの利用可能残高に対する返金処理等が行われた場合、返金処理等の対象となった金額を利用可能残高へ加算した後の金額が、利用可能残高の上限額を超える場合は、上限額を超えて利用可能残高を加算するものとします。

第6条（残高の合算）

会員は、本プリペイドを複数保有している場合、または本プリペイド以外の当社が発行するプリペイドカードを保有している場合であっても、本プリペイドの残高をその他の本プリペイドまたは当社が発行するプリペイドカードの残高と合算することはできません。

第7条（本プリペイドへのチャージ）

会員は、当社所定の方法により、本プリペイドに繰り返しチャージをすることができます。

第8条（ご利用特典）

1. 会員が、当社が別に定める本プリペイドの利用方法において本プリペイドを利用した場合、当社所定の方法でご利用特典が提供されます。
2. ご利用特典の計算方法は当社所定の方法によります。

第9条（再発行カード）

当社は、本プリペイドにカード原板の磁気不良または毀損等があったときは、会員が当社所定の届出をし当社が適用と認めた場合に限り、会員が当社所定の手数料を支払うことをもって本プリペイドを再発行します。

第10条（更新カード）

本プリペイドは、有効期限が過ぎた時点で失効するものとし、更新カードの発行は行いません。

第11条（譲渡等の禁止）

- 1 本プリペイドは、会員に限り使用することができます。会員は、本プリペイドの譲

渡、販売、質入れその他の処分を行うこと又は貸与等により第三者に使用させることはできないものとします。

2 前項の行為が判明した場合、三井住友プリペイド利用規約第18条1項が適用されるものとします。

第12条（本特約の適用及び改定）

1. 本特約に定めのない事項については、規約等が適用されます。
2. 当社は会員の承諾を得ることなく、専用 Web サイトにおいて変更後の特約または変更内容を当社所定の期間掲示すること、または当社が適当と判断する方法で変更後の本特約または変更内容を会員に通知することにより本特約を変更できるものとします。
また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
3. 会員は、本特約の変更後相当期間の経過、または本プリペイドを利用した時点で、変更内容を承諾したものとします。

第13条（相談窓口）

本プリペイドの発行および利用に関する相談は、下記にご連絡ください。

三井住友カード株式会社 〒541-8537 大阪府大阪市中央区今橋 4-5-15

三井住友プリペイドデスク 03-6741-5972 / 06-7636-9495

<http://www.smbc-card.com/prepaid/index.jsp>

（2025年6月制定）